

滄浪夜話

乾

書目書冊

和書門	二四二一七
類	二四二一七
函號	二四二一七
架	二四二一七
冊	二四二一七

432

內閣文庫	和書
二四二一七	類
二四二一七	函號
二四二一七	架
二四二一七	冊

儒家 二一

二一本

內閣文庫	
番號	和 24217
冊數	2 (1)
函號	182 432

182-432

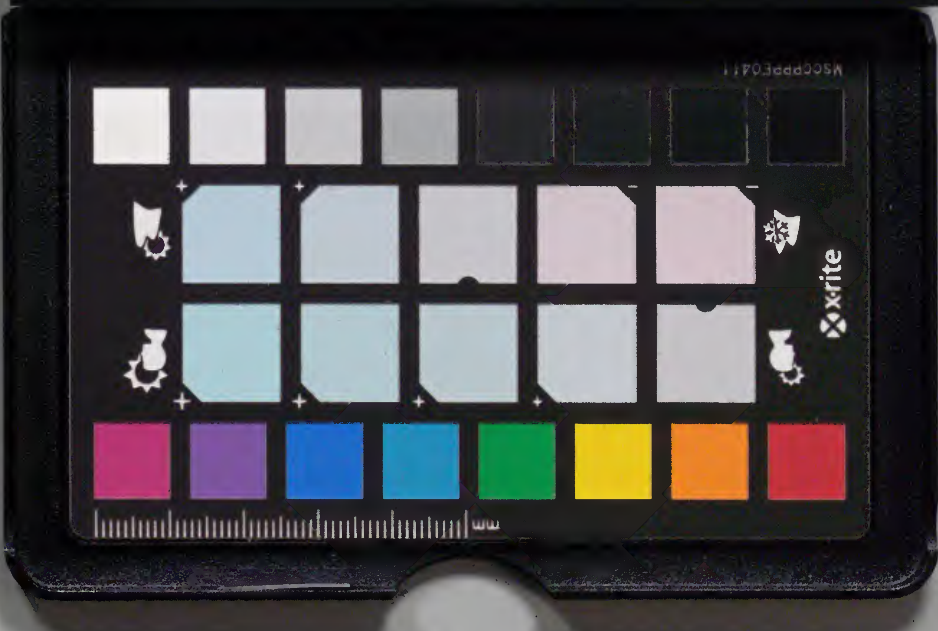


Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak



滄浪夜話自序

夫治民之道無善於治生也天子以萬

機治生諸侯以一國政事治生大夫以

其官職治生自士以下各以其事治生

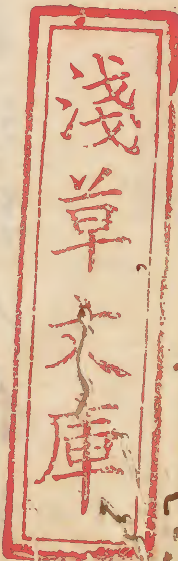
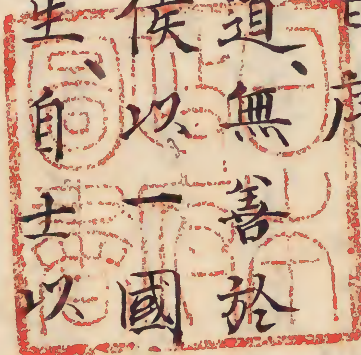
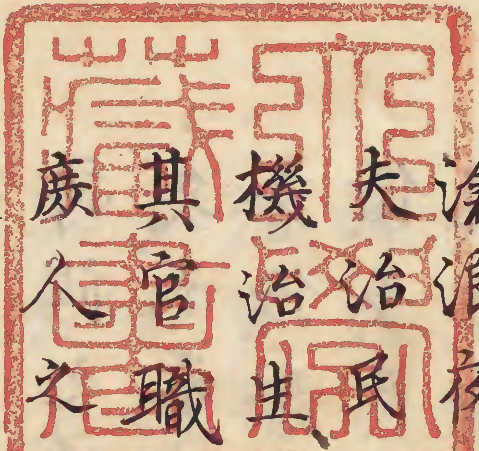
廢人之業農工商賈皆所以治生也自

天子以至於廢人不治其生則不能立

其位也愚也不肖不能達天子諸侯大

夫士之治生且身貧賤以疾醫為治生

經歷民間親見農工商賈之事又多聞



農工商賈之語、頗有得於民事矣、頃日
輯錄其所見聞、名曰滄浪夜話、愚也處
士、雖民事也、亦不可公論、故名夜話也、
以國朝沐于

神祖之德澤、而四海蒙恭平之化也、久
矣、夫恭平久、則民藝安逸而怠治生、則
奢侈、奢侈則歲計不足、歲計不足則負
債多、負債多則不能償、不能償則爭論
起、爭論起則禮義壞、禮義壞則人倫亂

也、是誠空

神祖之德澤也、豈可不怖畏乎、在昔魯
漆室邑之婦人、憂魯國之憂、丈夫豈可
不如婦人乎、如欲忠於國家者、君子治
生於上、小人治生於下、則上下各當安
其位也、故曰治民之道、無善於治生也、
初書也、初以年中行事、所以示不怠治
生也、次以邑市總括、所以使各便於其
治生也、次以家作衣服飲食器物、所以

制奢侈也、次以高賈、所以強本弱末也、
次以焚際幣物、所以教節用通好也、次
以鄉黨貴賤、所以別民之貴賤與貧富
也、次以貢稅、所以補助士農也、次以交
易、所以通財給用也、次以負債、所以救
其難也、次以運送、所以助民力也、次以
義倉、所以制歲計之度備不虞也、以管
轄、所以御邑吏也、次以邑吏、所以使各
不遺其職事也、次以市吏、所以禦高賈

之姦也、次以神祠、所以敬明神、斥亂神
也、次以佛閣、所以治浮屠也、次以鄉士、
所以授其職也、次以鄉師、所以尊賢退
不肖也、次以醫工、所以治民之疾病、使
保天年也、次以盲人、所以救瘖人、除惡
弊也、次以淤民、所以不使彼怠於民之
業、惑於鬼神之事也、次以俳優娼妓、所
以禁淫樂、淫奔也、次以博徒、所以制博
奕、遠盜賊也、次以乞子、所以救窮民、恤

廢人也、次以屠者乞丐、所以不遺卑賤也、次以教文、所以教孝弟忠信也、次以女教、所以教婦道也、次以講武、所以處治而不忘亂也、次以人倫、所以教其道也、次以死葬祭祀、所以令民德歸厚也、次以禁賄賂法、所以治有司之疾也、終以函訶、所以開言路察政治之也、然則於民之治生、不可以爲無小補也、愚聞賢不肖才也、遇不遇時也、廢幾大

方君子有取千一於茲、以爲民人治生之補、乃於愚乎足矣

滄浪夜話卷一日錄

年中行事 邑方惣了 市街惣了

家作 衣服 飲食

畜物 高買 音信惣了

鄉黨貴族 年貢 交易

借金 運漕 義倉

滄浪夜話卷二目錄

名士 刻之 大庄屋

年号 長百姓

組頭	申陳	同屋
名主	年寄	神社
佛厨	郷士	郷所
醫者	盲人	淑民
藝者 <small>附</small> 戯場	傾城	日月博徒
道心者	穢多	乞食
教文	女教	講茂
人倫	死葬	祭祀
止點縣法	函前終	

滄浪夜話卷之一

治民上

百姓年中行事

一 吏不耕二 國飢一 婦之藏二 國寒三 云々 侯小貧の侯小
 侯の齊と云 衣食不足一 侯の不覺ある生一 孝弟
 忠信の道を行きよはるる孔子も又富ん云 侯も
 倉廩満ちればと知り 衣食不足一 侯の不覺ある生一 孝弟
 大邦の君子に政を以てしんを欲せば先民の衣食不足一 侯
 政を以てしん一 民を富一 切に近史近物とて

等——耕織の業と信節——しふらむ七月の行礼
有令に觀く聖人の民ふんと用ると祭事——
原平民が年中行事に於て事蹟ある事志うり

正月之月ふ事邦と祭り——大穀成就行り稲久祭
か——稲久祭先祖考妣の靈祀祀り多と祭り——親戚
明友の好と通下——三禮海の教導の名事の完
十年の古苑と集り老翁——孫々——主平の老人と餐
息——春老郷俗の意と教示——忠孝の事と同く
祢揚——辰宮燕——其後秋立の祭とあり——務田の造

法と教示——武術の事と習古物なるを武藝と
觀く上達の者と稱す——君のため民のためとせん
けぬと用ひ——教戒——止むの言と教示——
女はも亦年中の女子と集り教諭——其く貞節の者
あ——は祢揚——

一計に事やせん——費用は少くし——
酒肴料理は少く去るの物と用ひ——

正月の式終りては——は國もは堤川疎溝酒造信宗の言
法が能く是れも清くも——農を養ふと後後——又
男子十の年ふありは農を——使く甲行——

會民のよ
ハ十二ニシカ

女子十四日... 貧民... 倉庫... 耕... 糸繩...
女子十四日... 貧民... 倉庫... 耕... 糸繩...
女子十四日... 貧民... 倉庫... 耕... 糸繩...

二月四日... 江... 神... 草... 種... 豆...
二月四日... 江... 神... 草... 種... 豆...
二月四日... 江... 神... 草... 種... 豆...

十月... 種子... 種子... 種子... 種子...
十月... 種子... 種子... 種子... 種子...
十月... 種子... 種子... 種子... 種子...

箱より出〜蚕出、奈飛沫浴〜搦〜月令小
てこの麦のたふ実を祈〜云り又后妃亦戒〜
新〜東郷〜躬〜奈〜云先王后妃の農の
蚕の事小の〜用〜事観つ〜

四月大豆小豆紅豆苧豆木綿胡麻苧多牛房胡
蘿蔔ホと持吹熟の苗代〜子福田と植種多
茄子瓜類と植時存〜即ち神前馬と馬の夜
藁細二十日迄止〜一物ハ情〜蚕々昔昔は
月令小野鷹小令〜田跡出り〜云のたふ

農の事ハ民改勸め時と夫ハ事ある事〜
む〜云り

五月菘蒲の佳節ハ農の好まはる〜
ぬ〜一大小麦と收納〜晚熟の田と種子福田の首成
取の大小豆芋糖草瓜茄子ホと粒〜晒〜作〜物
青成来り蚕と古の國と絹月令小野鷹小令〜后妃亦戒
古昔后妃の女工と情と
海小民ハ艱苦ハ〜
世〜世と夫々ハ〜
農人潤多ハ〜

河原に後かたに津河原柳一解と傳へく津奈り也
小宮御とありて一月六月と休むと傳止まて一也
役人能く言へり又柳奈り指しとありて一月
七月に月とありて一月陰陽之取とありて一月
奈り好く水年とありて一月早稲とありて一月
祀りともありて一月今亦有り命とありて一月
小山川百原と祈り祀りて一月大小帝とありて一月
と判りて一月政と執り者情と陰陽と和順せり
むとありて一月

八月粟稗と麻田の事とありて一月大小重和とありて一月
各事とありて一月瓜茄子とありて一月取と作り麻草とありて一月
苧とありて一月好く蘭とありて一月衣履一切の事とありて一月
一とありて一月出とありて一月事とありて一月
より緒とありて一月其成の年とありて一月
りたり
七月七夕の佳き親戚の好成通一干蘭盆の
名祖考妣の靈と祭り
彼岸祭り盆祭りお盆教とあり
祭りの立上げ先存り 麻草とありて一月
田の草とありて一月一切種作とありて一月

節と考蕎麦甚草其後と所婦の給も綿と織も
と志す也か

八月朔日の佳節と意の古俗不随ふ一竹岸小先
祖考妣の霊と祭るは皆不土神と祀り大小豆紅豆と
收刈一麻苧と刈早稲と新り甚草菜菔と耘り
取麻苧草と束り此中細と耘り糶と一刈余
乃麦と種ふる一と勸む時と去ふ事あらざる
一の是を時取と云ふ事一の是を時取と云ふ事
形一と云ふ今月か草ふ子と給ふ在る事あり

子と不きく一草多し一結結と一秋と腰
草の一婦の給も綿と織り更衣の心懸意不
給一と云ふ一又種取の年貢取と取一不熟の
取一と云ふ一肉捨見一と云ふ一

九月重陽の佳節と農時好まは略一取ふ一
福居粟稗芋ホと收刈一木綿と束り麦と所婦
と一切收刈の穀と種一仕舞一神鳥の收刈麦
此の仕舞も存ふ等一と云ふ一秋難の存ふ一秋難

まへし春令の草木黄落も葎と伐く山原を
とふり深山の民まき走る事かうき
十月小麦縁豆と旅の蕎麦甚昔茶菰葱芥
房胡蘿蔔ホと収納し小川小佐徳と急の年貢米
と上畑し米倉米大豆と納善官府より信りたる
農具巻りの料種培茶の代と上畑し孤寡と恤
むしと月より夜と藁細工と物種多成蒔り
斗と止金し堤川除溝洫通橋多積家他登根
善法ホとエ支し娘し詩不登雨干と芽れ

宵の雨索綯し逐しを原ふ高道と玉姫と百穀と播し
より婦人をも之を月を去る月を去る夜に續得し
急をくしと織縫のたのみをきたるを相憶動し
三月の月とさしとふししと今月の去る月と教
通所民術師女何と付しと事各具たて教申し一月
令ふ天子乃お師令しと武と講と射師と智と勇
ましとより又男子古山半女子の十廿半以下と女
ましと書と世のひと偏とよとしと一は男女
と別し教申しと男子の教術とと至教と女子の教

續得の道と教書一節と考務添と云ふ山原
新種と来り一又早稲等作本と極一と月
農事終ハ場と條ハ無奈と云ふ一又北の思徳と
報謝一孝と一訪ハ彼糶糧と云ふ一又子の事と云
ふと云ふ山野の民と云ふ是と勉と云ふ

十月妻ハ培養一飯と日向ハ作ハ麻亭と作ハ
畑と稻一甚善茶葉ハ于果と収ハ飢饉の用ハ依
是一婦人の勳方十月十日一室又ハ味噌と作ハ
割と云ふ

十二月初旬ハ年貢と云ふ一伝紙と作ハ村入用と
幼定一情動と一民と責一懈怠と一民と好
水災災病難ハ云ハ一民ハ冬ハ余の粟と貸ハ一
是と救ハ形と量と無言の民と救ハ年族ハ一切ハ
傳言と作ハ一全和米穀の信用と云ハ一今年の事
と云ハ改三一四月の事ハ亦豫ハ量と云ハ
畑と一親戚朋友の好と通ハ一且ハ喜と作ハ
及一月今ハ合ハ一民ハ云ハ一程と出ハ一の世ハ
余ハ一耦耕の事と計ハ一む来招ハ後ハ田と

目録一 一 又天子乃云夫と云ふ國典と傳へ
明令と福一 一 又朱嵐の宜と傳と云り又山林の氏
田細暮りとは薪と蒸る 炭と燒茅神山草野菜
木草木と米と耕不代一 一 源山小大之松木挽板片
木と入りて米と業と為る一 一 松原山小松木里一 一
かゝる言の其材性と業と若くは若くは若
多と短くかゝる一 一 又深山谷の田たる所は小麦
蕎麥と他一 一 又蕎麥切干温紙素麩干菓子等の
と其所を割りてお里一 一 又松原一 一 又松原

と云ふ歎と云ふ志一 一 國主と用きは云々の所
業の所は如くかゝる一 一
又海濱の氏は舟長あるは楫をたつ他は交易の
物と運漕一 一 又海邊と米と塩と焼と網舟釣舟
て集はるは海濱と隨て器と割一 一 又海濱と海女
と云ふも貝類と米と名と化力と云一 一 又他
の場と宜まらるる一 一
又農の田氏のわさる故に先を四時と勤方の大概は
識るの事一 一 氏家は長一 一 親と其業と觀るといふ

亦老農不志とて耕農事も不國中國の風
土星のふ隨て其業を又あはれたる其國の
光豊不同く社を風土をかりて其の善候に
氣候と考へて其化の宜ふ隨ち耕作と
と植蚕とと廣め山林廢却の化力を
濱の民も之を能く業と情勤とて利と
御の民も亦然りて人の志も其意物と
能く之と交易して其民皆其業で情勤と
其志を傳ふもの清と慕とて今人をして

國と治め民とあへて欲せざるもの有り

是方惣て

是亦大是なりは是なりは方是有り國也なりは
鏡也なりは之角也なりは偃存也なりは其形一
は方の通也なりは中小道とて是方の地とて
一々道の前後は本戸とて其外は是方の番
火を以て織物造とて訪へて其地は東南とて
と其耕作は其便と考へて建てて石名の宛
門前小割れとて一切是れと觸流も便と考へて

年寄長百姓の可系敬

京戸小遠の如松小吏

一切の作新屋と帳簿博愛の跡

部難の火災難の節の多きと豫め量り水造

より後流の所の除傷と主

又田畑の遠き里を

加のを道の水溜桶に伏せ

又子母車と割り

又田畑の遠き里を

又田畑の遠き里を

又田畑の遠き里を

又田畑の遠き里を

又田畑の遠き里を

又田畑の遠き里を

市街惣略

大塚舎の基礎の目割甚は

字或ハ一文子あり何も

口小本戸と身又一所

昔人のと並火を並織の難

公儀の御用信大名の森

續目小坊とあり松小積

今も河内國の政は仍舊く振ふるまゝ一諸高人の使と
考へ舟を河原小揚の部合と量り取作とありし
又市中の家出人多火災多者ありしと云ふ
是れ一池とあり或は朝下小堀とありをま田の熱水
水入時主溝酒のまと掛し一水の石為る井の掘り
下も堀と伏火と防く事著しと一其地理不遷
程く云ふまゝ

家作

史氏の住居は耕作養蚕の便と云ふ一又史氏作

先祖考妣の祀とあり一又史氏とあり一史
氏とあり一史氏とあり一史氏とあり一史氏とあり
家作と廣大の一史氏とあり一史氏とあり一史氏
妻子とあり一史氏とあり一史氏とあり一史氏とあり
古昔唐堯の茅茨布衣と史氏とあり一史氏とあり
宮室と早とあり一史氏とあり一史氏とあり一史氏
爾り又史氏とあり一史氏とあり一史氏とあり一史氏
堀立相ふ茅草の御殿あり一史氏とあり一史氏とあり
其揆一なり貴州らるる史氏とあり一史氏とあり一史氏

志の利

凡上曲農之の家は十間のみ中農之は八間のみ下農之は六間のみと大敷の寸法は各々異なるが其の差は一寸一椀下九尺床下一尺三寸と限りては棟梁柱枒も新劉がく鈍磨の禁もくは蚕煙草も多新の二端付と免きくく二椀下床より上七尺と限りて二椀上杉造四尺と限りてく主殿の是も准りてく但く其の所二椀の竹又の枚丸を亦と用也くは板屋居の禁茅油居の如くく

玄園の名をのけの信止とくは板張天井唐紙油紙は戸杉一枚戸腰障子唐紙襖法違棚袋被も一切信止たるくは床押入の貨素も亦くは名主子上農之は唐紙天井五古腰張の切もくは免きくは壁白壁大津塗の地もくは冬に土を地の燈成草杭球草茅も亦くは表と鐵用也くは縁口も亦くは但く土地の草も亦くは琉球表と用也くは市中上高の間は六間奥は八間中高の間は四間奥は八間下高の間は二間奥は六間と大敷もくは但く土地の盛衰小高乃

紫小多う大の勢り多し市巾の地面は多うく間口の廣狭後より
改正ししゆ故小先表口の舊制に随く裏形小て字致と定し

市中の大方二階の板屋根たふく一建方劉方前日一
多き建方天井腰法の制度も赤口前より不陳同座
旅籠屋酒屋の類は旅人の宿止れ者ならぬ家他制
節も多し一但一其奥とて免まし

土藏分取不應一貨素小他ふ一無多の潤錦の端
止るふ一但一白壁の去るふ限り免まし

門の長屋門の物並と急貨素小他ふ一屏の櫛一坐
垣たふく一玉の古是ての家格小勢一中央長五以下

笠簾の用心の為斗好遊の本戸生垣も多し一下農丈水

春百姓と云た本戸生垣の御多たふく一市中の不陳法

外門玄關の停止たふく一

制度以前の家他度小絨と考ふし人檢便
改帳面小苗並一今改帳たふくは利権も
多し勝を改め他府制度小随ふ一造死度小絨と六年の因小改む一其根
已く改めたる科料も多し

衣服

夏衣服の身の異暖小適一且その卑の等と分以而を
夏の高玉のて子の湯彫て衣板と急しと急と敲
冕小改し何の周の文王の后妃の洗濯衣板と下一た
半詩經小て又齊の宴子の大女小の大夫小の進も一抗表と

二十一年者一妻小帛と衣を身と約する事初め
如くも其録と分施し一火と呉る者二百餘家
と云ふ今の氏衣被と云ふは其年の等と礼一礼は
背に被と爲り父母の存否を乞ふ者多し一歌は
兼おしりしや故ふ今衣服の法と記し君子の考
小信ふ事一雨り

一土産あり小名主の公被お詣と免一上中農也六袖
大織と免と一土産あり小名主の公被お詣と免
上中農也六袖被たふ
但一土産と云ふは中農以下の被油
と常被と云ふ事と免と云ふ事

- 一男女及ふ十一年以上の人の細之織の常服袴と云ふ
- 一夏の被端綿襦袢止と云ふ一但一土産ありは襦袢と免と
- 一被折の常服小准と云ふ
- 一上下の各二条上農又小免一中農又小被折袴と免
小農又小白名たふ一但一土産ありは袴と同く用捨
あふ也
- 一袴と云ふ梅袴と云ふと記と云ふ
- 一帯の各短小意と云ふ但一男帯短三寸五分寸建
女帯短六寸五分寸と記と云ふ
- 一火事被折は皮或は木綿那ふ

- 一 婦人の衣服も男子に准是しし押指振袖白小袖赤
 信止もすしし禮服小親支の定故と名也し
- 一 衣服の丈男子の腰より短しし女子比等しし
- 一 袖裾小大小しきものと櫛おしし
- 一 紺紫黒色は櫛おしし
- 一 縫故縫指は信止しし
- 一 夜は本綿に浴しし但し廿四よみ病小袖大織の
 衣もす免しし
- 一 足袋白色と櫛しし黄色の指具袋と免しし但し

婦人の白毛免しし

- 一 草履中板裏方の櫛しし黒漆漆緒の雪踏と免し
 平日は藁草履沙利也
- 一 塗木履は結と信止しし
- 一 笠は赤竹は公笠笠は用ひし笠は櫛しし
- 一 婦人も日傘と櫛しし之も笠と用ひし
- 一 傘蛇の目長柄は信止しし
- 一 合羽本綿の半合羽は信止しし用ひし合羽は櫛しし相
 掛は黄丸合羽赤袖合羽と免しし黒と櫛しし

- 一 婦人の衣類 絹合袴と冬一 履と襪と一 但一
- 一 農業の形 雨乞の蓑笠並好と一
- 一 頭巾の式 十歳巾の袴一 半歳巾の袴一 袴と冬一 好
- 一 足指神頭巾と冬一
- 一 渡皮巾 冬袴袴と好と一
- 一 懐中渡切錦繡切と袴と一
- 一 銀煙袋 渡切錦繡切の煙草入れ好と一
- 一 佩刀 作の中身 赤銀赤銅五分の勝と袴と一
- 但一 手袋の重蒸書上免と袴と一 袴

重く侍勝と袴)

一 婦人の櫛笄 金銀鬘甲の飾止と一

制度の形 制や一 袴の式 雨乞の蓑笠並好と一 但一 若主改め 帳面記
並一 袴と一 着たは 科料と一 市中も 二日 好

飲食

一 麦食の民の形 天と冬と好と一 一日も食と冬と一 好
 魚と好と一 人情を好と一 貧富と一 冬味と一 春
 好と一 好と一 好と一 好と一 好と一 好と一 好と一
 是を其去地 好と一 好と一 好と一 好と一 好と一 好と一
 品のためと一 好と一 好と一 好と一 好と一 好と一 好と一

く五穀の多寡あり山林川沢海陸の地利よりて禽
獸魚鼈の多寡あり皆天の土民の徳あり故に
各其土に生ずる物と食し其地を買入る食は
し其作樂の 神廟の御信を之梓菴く炊て又夏の
禹王の飲食と靡て孝と鬼神の政を之有り難
神聖の教誰の是と別らざるや亦安んずる民の飲食
の度と託し君子の考ふ所なり中志如利

一凡民の冠婚葬祭清飲重酒會接の上農丈の二汁
之菜中農丈の二汁二菜下農丈の二汁一菜なる

但一土産の物より割て一奥敵龜の山林より
禽獸多し其の好む土産を用て一又米粟寡而
小麦蕎麥多し一温純索餌蕎麥切を以て料理代
て一又雑進の時も土産の物を用ふ事日多し
一酒燕上農丈の吸物二種五青之種中農丈の吸物一
五青二種下農丈の吸物一五青一種都く
五酒青土産土産多し一酒の量好し乱れ
と度と一御酒燕の別限上農丈の二穀中農丈
の二穀下農丈の二穀と限と一

但一田舎女は二十歳と云ふ
此酒三穀と限と云ふ

一 鯉鱸但し老人病の
制かたし

一 獸肉男女老幼十歳以下は食せざらん

一 名酒名茶造釀の上菓子但し土産の樹菓子
名茶は苦し

一 糸良漬守口の類は一切の滓漬麴漬の類は禁じ

一 白味噌菅山寺の類は禁じ

一 水早の買ふより飢饉は時不臨く宜し制す

一 煙草洋國府館の類は禁じ

一 在禁食老人病人の制す

苦物

古昔ハ練ふなる百六者ニ職として深む蓋

無用の長為と省く國家有用の宝と制す所以

あり一人君猶爾況や庶人とや今世苦物の制後

形一民皆奢侈と好く之不貴徳の別立を禮と犯し

財と怨と者多し一故不愛不忌物の法と記して若し

考不修ふり志り利

一 三方八寸本と朱梳色の様の類

一 金紋袴袴と朱梳色の梳腰と類

一 長柄鏡子と蓋金画の杯袴袴と蓋蓋蓋蓋蓋蓋蓋蓋

以類

- 一 其五の物所の也類
- 一 唐手諸番國の陶物錦糸の瓦焼物四六鉢の類
- 一 唐金調茶金青銅茶罐の類
- 一 唐飾り香爐唐金花瓶丁子風呂盆山懸の類
- 一 金銀赤銅四角一木とく潤飾したる器の類
- 一 花塗青銅金也打たる重寶箱用筆箱長持の類
- 一 几張衣櫛招息座几金屏風櫃の類
- 一 切五銅盃花塗盃同の巾懸唐金手水鉢の類

一 金時漆朱搦色の湯桶重箱合籠新式銀器同
 是類也

- 一 白木の器物口蓋の類
- 一 唐軟解琉球手諸番國の器物類
- 一 古茶器古筆洗書画の類
- 一 櫛笥鏡蓋漆立針箱花塗搦色漆箱赤と漆箱ト
- 一 新器貝桶の類
- 一 木漆掛木漆物釣蓋櫃箱幕毛襪の類
- 一 武器馬具私小取持り事と免の類

右の起る為物に悉く停止すべし

高價

君子の義不喻小人の利不喻故小人君必も小人の利
を争ふは其の亦國の利意に非ざるの貨を以て
今士民皆穀を賣ぐ一切の物を買ふは亦其の買賣の
利便悉く高價を以て在る士民は日く小貧く高價の
有るは富人君心強用は法と是は利一高價の利
控は士民の難と故は商人の利を以て在るは亦其の
一二を奉ぐを考ふは亦其の王制の意を考ふ國の

風俗不墮る是は其の利也

一 且穀は國の秋收の收納と見く國中の貯蓄
不足と豫め積る不足は他國より米を買入有
餘はは他國へ米を賣出と見く他國への賣
買はと國君之部諸侯乃豊凶と計り今く時節
と考利潤を極小賣買とすむべし

天子の天下を以て一家とす
政を以て一家とす

諸侯の政は國
とす一家とす

一 其國の十年経の正法のより下と考は其中より定
直度と考定めは其の米一石を十石と爲すは其の
米一石を十石と爲すは其の米一石を十石と爲すは其の

為小半出せしむに安座を不念入る買入仕積を
小半は官座を不念の年成賣出買下買上
賣上賣下並座の大小
又主國中て運賃法貨の積り有る必
國中の其子の中他とて其高とて係
並座とて分身民と苦めね小主有る解
亦あり

一 号服物等 結紬大織を所換為仕積其由小
主國中の民の取扱の有能と強め積

有能の分他を賣出主の分買入賣買世
但一城下用達の所割禁の取扱と賣買
事減免と主座一切の自國百能
他を賣出買入物
皆所免と賣買
一 官座を年賣し法と主と積
一 貨座は恒成法と主と積の物と改め外の信金
めも不貸期限を前月小引の期
一月は積り人の流し他一書行と積り

各々之行名

一 古金古銀古道具古筆の書画は貴高人の物と又
一 珍物多し一 珍石と云々一 珍鳥一 珍獣の産物と云
一 正札と名籠面記一 並に高と防と益物の位と
一 捷徑ある名一 一 賣買一 一 一

一 炭薪の自國のもの好し一 他國の買入る賣買せし
一 一

一 酒類醬油の類は自國のもの好し一 他國の物と買入賣
買せしと云々一 一

一 水油の自國のもの好し一 他國のもの買入賣買せし
一 醬油の類は自國のもの好し一 自國の割はつと云々一 賣買
せしと云々一 一

一 紙茶の類は自國のもの好し一 他國のもの買入賣買せし
一 一 他國の高奉書唐紙金銀紙産物産物の類は
一 極ふと云々一 一

一 薬種の産物諸蕃國の産物と云々一 痛小利の類は
一 悉買入高買せし一 一 珍物砂糖の類は自國のもの
一 一 一

一 陶物之圖は其の他はの物も其買をせしむ
但し一唐書 諸書物之介 其傷の是物は其買
せしむしは 桐珠為之亦同

一 五表款自國は是れは他はも買入高賣也
此の但し 備後備中表は其買をせしむしは

一 遠く其表傷の及ぶは其買をせしむしは
一家具類 其表は其買をせしむしは

一 一切其用の長器は其買をせしむしは
一 小町の玩器 其表傷の及ぶは其買をせしむしは

一 小町の玩器 其表傷の及ぶは其買をせしむしは

一 枕箱 其表傷の及ぶは其買をせしむしは

一 送臘の上菓子 其表傷の及ぶは其買をせしむしは

一 魏食類 其表傷の及ぶは其買をせしむしは

一 腰卓 其表傷の及ぶは其買をせしむしは

一 圓蓋 其表傷の及ぶは其買をせしむしは

一 圓蓋 其表傷の及ぶは其買をせしむしは

一 一 其表傷の及ぶは其買をせしむしは

一 一 其表傷の及ぶは其買をせしむしは

一 武器具馬（馬） 磁石私小賣買（私） 一（私）
 一 牛馬の市小法（市） 立（立） 若高の欺（欺） 防（防）
 一 五穀（五穀） 始末物の相傷（相傷） 皆（皆） 同（同） 互（互） 所（所）
 相傷（相傷） 天（天） 其國の事（其國の事） 國（國） 之（之） 政（政） 十（十） 四（四）
 救（救）

一 律度量衡（律度量衡） 同（同） 若南の欺（欺） 防（防） 權（權） 口（口） 信（信）
 一 一切の賣物價（一切の賣物價） 定（定） 正（正） 札（札） 身（身） 賣買（賣買） 一（一） 價（價）
 一 脂（脂） 代物（代物） 信（信） 若（若） 其市（其市） 立（立） 一（一） 信（信）
 一 礼記王制（礼記王制） 九（九） 禁（禁） 一（一） 執（執） 一（一） 衆（衆） 一（一） 齊（齊） 一（一） 一（一）

故（故） 圭璧金璋（圭璧金璋） 市（市） 小（小） 粥（粥） 令（令） 復（復） 命（命） 車（車） 市（市） 小
 粥（粥） 宗廟（宗廟） の忌（忌） 市（市） 小（小） 粥（粥） 其車（其車） 度（度） 小（小） 中（中） 一（一） 市（市） 小
 粥（粥） 布帛（布帛） 精（精） 廉（廉） 數（數） 小（小） 中（中） 一（一） 幅（幅） の廣（廣） 一（一） 量（量） 小（小） 中（中） 一（一）
 一（一） 市（市） 小（小） 粥（粥） 若（若） 近（近） の正（正） 一（一） 市（市） 小（小） 粥（粥） 錦（錦） 又（又） 珠（珠）
 玉（玉） 成（成） 黑（黑） 市（市） 小（小） 粥（粥） 衣（衣） 服（服） 飲（飲） 食（食） 市（市） 小（小） 粥（粥） 五（五） 穀（穀） の時（時） 一（一）
 一（一） 果（果） 實（實） の未（未） 一（一） 熟（熟） 一（一） 市（市） 小（小） 粥（粥） 本（本） の代（代） 小（小） 中（中） 一（一）
 一（一） 市（市） 小（小） 粥（粥） 禽（禽） 獸（獸） 臭（臭） 鼈（鼈） の類（類） 小（小） 中（中） 一（一） 市（市） 小（小） 粥（粥） 一（一）
 一（一） 國（國） 信（信） 一（一） 觀（觀） 一（一） 宜（宜） 一（一） 考（考） 一（一） 一（一） 度（度） 一（一） 割（割） 一（一）

舊信増養

史者信増養の親戚明友の好むと通ずるの道好故ふ
聖人其制度りり公候のま卿の兼大吏の居士雅庶
の誠と用と云り今も道廢しつゝ或は或は
お友かゝる留と長ふつたゝも存今氏の善信増
善の大教と奉く其節と亦きのみ

一 名主の音信上農丈の米三升 麦三升 大豆三升
中農丈の米二升 麦二升 大豆二升 下農丈の米
一升 麦一升 大豆一升 程宛形なり 一年別の

米蔵組の三分の二好なり
金部組の五分の三好なり
百部組の五分の二好なり

村役人の幣物多し他たりと云は是迄の勤方と違ひ
百姓のより一切引り事あるは其役料あるは勤好
故に世割あり市中に程多り是は世信あり
又山海の民漁獵おと業とより取らるる物と云は
一 親戚明友の冠婚葬祭の於重なり善信の上農丈
ハ米五升 中農丈ハ米三升 下農丈ハ米一升 好なり
今一好なり善信ハ米五減好なり 一組の内ハを
この新敷二圓ありなり

一 婦人の名は桃李柿栗の類或は糸綿の類と云く
百と割きく

一 二挺立の破麩弓の中麩弓の子板寸以上錦繡衣の
雛形布地の昇魂立物大風の類も信は勿傷自分
おて勝るは信也

一 小児の玩具も善く好む物も信は勿也
那黨貴族

一 異國の書は白紙に書くものも信は勿也
家筋も信は勿也

一 此の時を故と云先小間ふも言く日主人の芝草首
姓も云く主は洲瀆の時其田畑と皆所持したる
者も言く主は其田畑と皆所持したる
姓も言く異國の百姓は化す新風明を好む事
福も言く其田畑と皆所持したる
名も言く其田畑と皆所持したる
の事も言く其田畑と皆所持したる
名も言く其田畑と皆所持したる
云く其田畑と皆所持したる

玉如事なり 藤本介 中邦の民の君の地は
其の古其田畑を以て其の皆己の金とす
買潤く耕作するゆゑ其の古の古より
六畝の完年 百畝の田と一筆も効たつた
けり能くいと金持と云ふも其の好り
氏の席と分けるは先主家物と云ふは長少の
記とありしと云ふ故に今も席次と云ふも其の如
一 名主年号組頭は後席好く論じらるるなり
一 芝野百姓も百姓も代官の百姓と云ふなり

けりも是れなりと定む

一 石高のさ下小依く又又等小分く 年貢法後
も後徳吉の是れなりと云ふなり 二町以上と云
農丈と云ふ 一町以上と云農丈と云 一町と中農丈と
云ふと下農丈と云ふと下と云農丈と云ふと
但し一町以上の百姓は上農丈と云ふ芝野百姓は
農丈のさ持たる者なりとも上農丈と云ふと
小立と云ふは後席の者なり
一 市中の民も不仁なり 中陳河原名と云ふ組

既に得度好し之後の民も亦同く物に繁るの
地は徳出より人集余しく生活する者多く又富
商も代わらば家名も亦同く同姓同家の如くもなる
年々人多くなりて後の世に種姓知さ難く其の
親と知るは利と貧と辨ひ難き如し若し其の
衰る者とは侮るを富る者といふも其の貧者
自ら辨るべからず其の富る者も其の貧る者
貧富の別を以て種姓の別と辨るは商人の業の
中も依る所なり又是れも亦同く分つるに必ず貧富を

以て分つるは又古昔の人の富より其の富
多し其の勢も亦同く其の富より其の富
東渡しつゝ工と業あり

一 市中其の業は其の富より其の富
口少く分つるに表間口八分以下より六分
以上より上高より口間以下より中高より二分以下
高より裏屋より高より 公用四用所用
小と定むる

年貢

夏后氏のふすく〜貢一殷人の七十の〜
周人の百畝の〜徹も主実の皆什の一なりと孟子
云り。日中の古稲の米穀を貢税と定〜と又
什一の法の〜つり於今今日貢税の什一の法と
中とと秦の高天の道法のみ〜苛政の他〜と在
るふと道の 本邦の古地は多く膏腴地なりと五
穀実の〜好〜左の十の口〜と云た氏法は備
はる諸侯皆東都の都に〜國より一切の物と運
漕する費あり〜と運漕之便利を國の符價の

物と賣りし東都の其價は物と買はるる利を得る
商人の〜はる大國の諸侯は皆國を躬〜信を
有るふ多〜日費年〜ふ不足は是は五穀の國
より〜今も今も什一の古法の法〜
先朝と暮口の政と〜十の一二と救人と欲と
然る雨

一田万石年貢の古米定の如く細り〜
遠方の此の米地は東都の物と代り事と
なり〜

一 畑方年貢の物成定の外に土地の物
君并藩中御前等の入用と積るる物も貢
ししめ物金又の米も指ししるし土地の各産
のゆく年金に貢ぐて其價は是よりは倉庫
物金にせし高人の物と経るし民より米
買ふも是より君も民も是より一切の物
皆積るし

一 藩中米代ある者皆に割合ふ米代は産物懸
く貢ししむ

一 蚕所の繭と絹と本綿と西綿と納めたる米を
小名に奉りしる衣履に割しむ

一 山林の年貢は材木炭薪板屋板茅草も貢
しむ

一 海川漁獲の途上も皆物として貢せしむ
塩も又口前好し

一 山林の獵人の毛皮と獣の皮も貢せしむ
山金

一 工人の制する黒物の運上も亦法に是れを物代

負きしむし買ふの時も又商人の事と経き
く要するし

一 商人の運上も亦各に其業の事なり品と負せ
しむ

一 地より運上る藩中の其化の物なるは

右に其國中より生ずる物皆法とて之を苛政

如く扱ふ者之職を以ては之を天不負し

君より藩中へ送るは徳の事なり上り下り物と買

ふ自ら暮る好し高への利控りし暮(士民

存く小富より自らあり

交易

前条小云く物と言はるの負法は一切を國中生

ずる物と悉く天不負し士民の物のみは

其買の費は十の七に止る物に農民も又穀と

賣るる万物と買費難し左に民も亦之を化

小生る其穀織物糸綿材木炭薪多敷魚鼈

と物も一切の物と金銀穀物と相承し交易せ

ぬ物と賣るるものと必しせしむる高に穀と殆ど一切

のもつ買ふは好しぬあるは主君の賜ひん
る〜穀と其の貨と物〜土直に活く工高ハ
弱く好しハ本末小お〜て國日ハ活かん
今工高と其の貨と物〜土直に活かん
工高の故の故の程〜又土直に活かん
ハ末から故小土と農と物と買と土直に活かん
物とて衣食住の用と〜物と買と土直に活かん
古の割と〜諸天子の業〜ハ是と勉

借金

今の世の中ハ上は金出入と〜量と〜少多小言と
者多〜小借金多〜事有金の百倍と
却る〜嚴密〜ハ事〜ハ先輩云〜物
公儀の印カ〜ハ徳政も〜ハ先割及
以前の借金ハ其物〜ハ味〜ハ長短者〜金不
随分年候ハ定ぬ〜穀と物〜一切の者物と金不積
〜活かん〜ハ後借金ハ度と割と〜ハ
一村役人の事〜ハ金取と物〜ハ金不積
借金ハ村役人ハ形〜ハ

- 一 利息は由下の金より高利を歩ねて一 指の金の
- 金の高利と定むるより高利の金の信止き
- 一 貨物も組織が平小あつても金貸さるるに法は
- 一 益めと貨物も平小あつても
- 一 家貨畑貨の惣村は平小にあつても金貸さるるに
- 一 盲人穿人富商人も金貸さるるに業とすも平小
- 一 禁むる

一 義倉の金も平小の利息は平小一 他一 高利の金も平小の利息は平小

- 一 國主の所々年終有儀も平小の利息は平小
- 一 信方遠愛けり又所々一 高利の金も平小の利息は平小
- 一 高利の金も平小の利息は平小
- 一 高利の金も平小の利息は平小
- 一 高利の金も平小の利息は平小

運漕

昔今の諸侯は東都平小の利息は平小

昔一匹馬の主國交易の法立運賃程多く一
移す一匹馬一匹馬今主便利なる物取品と奉
く運賃の便なる人々欲する所

一 大道の大車牛車と用五穀材木と運賃也
一 一匹馬を引る車は私用と事したる一匹馬
一 河免と敷りくく水舟

一 細道の官船の小車と制一穀炭薪木と法
一 送る一又街道筋の用は貧乏人の救ふる法
一 人馬の助と法は一制一馬と平地の人

小兒も引一又耕作の用は是より田人増す法
田より是(收納の物と法)一平是より田車と
各々制法口傳り也

一 雪國の氷より舟と法は官中舟と便利なる物
一 大舟と引る舟と法は一川舟あり

一 川邊の小舟と舟と法は舟一川舟
一 舟と用は法有り口傳

一 海邊の小舟と舟と法は舟の難と免
法有り是より舟と民力と助

義余

漢の代ふる余を云ふ所の君民たふまの古分の
一とて余不納くある早の弟又冠婚喪祭の用不備
と云り今君民ともに世を建てる所の分一と
今く不虞の備する事なく古の三年耕て一年の
餘りありと云り今上下在る奢侈不臨漸く三年
の成と皆をふてきたる信令とて其年の
男と合さると才と出る所後の難を顧みぬ
く年一郊の如くを定むる上下皆困窮

後の禮を廢止と云ふ事なく世曲と云ふ事なく嘆し

け義余(者)まの界一と今信令も其年一と細く
いふ事あり先載し初

二男以下末業と云ふ事なく又出せりともなく

立つ一昔の曹溪の六祖慧能の徒の僧百餘人

志不命と云ふ事なく山と開泰とせり知る

主僧住せしころ是と耕作せしめ年々夏秋の収
納のふいば僧の勤と積りて豊年小飯と食せり
め凶年小粥と食せり——と禪録小あきり禪
傍の語り——主書いふは浮屠とふは英雄の所
作感もふあふり——左小定不教員——と懶惰の
氏と廟とんと秋とるは

滄浪夜話卷之一終

